

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	ヒッタイト語の時代区分における”中期”設定の意義について
Author(s)	大城, 光正
Citation	ニダバ , 7 : 9 - 23
Issue Date	1978-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050981">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050981</a>
Right	
Relation	



# ヒッタイト語の時代区分における

## "中期"設定の意義について

大 城 光 正

### I はじめに

ヒッタイト語には人称代名詞、名詞の格、動詞の人称語尾等に関して、古期と後期に重要な言語的徴条が認められる。古期の特徴を有している言語は古期ヒッタイト語（紀元前 1570<sup>(1)</sup>—1450）、後期の特徴を有している言語は後期ヒッタイト語（紀元前 1450—1200）と呼称されてきた<sup>(2)</sup>。もし、それぞれの時代に作成された同一内容の文書を比較することが可能であるならば、通時的に言語を把握することが容易になる。私たちはこのような観点からヒッタイト語を考察するための資料として、法律文書を挙げる事ができる。<sup>(3)</sup>ヒッタイト法律文書にはいくつもの異本が見られ、それらは原本が作成されて以来、時代とともに再編纂されたことが認められる。本稿では、それぞれの時代に編纂された法律文書を比較することによって、通時的諸相を把握し、その結果をもとにヒッタイト語の時代区分を改めて設定してみたい。特にその際、古期ヒッタイト語から後期ヒッタイト語への変遷過程に注目し、一部の学者によって提唱されている"中期ヒッタイト語"<sup>(4)</sup>設定の可能性について検討を加えてみたい。

### II 法律文書の検討

ヒッタイト法律文書は「もし人が」にはじまる 100 の条文を含む粘土板（第 I 泥章）と「もしブドウの木」にはじまる他の 100 の条文を含む粘土板（第 II 泥章）から構成されている。法律文書には、いくつもの異本が残されており、これらの正確な作成時期は不明であるが、主な文書の作成順序を古い時期から整理すれば、次の四段階にまとめられる<sup>(5)</sup>：

(1) 古期ヒッタイト語で書かれた原本……Hattusili I の時期<sup>(6)</sup>

第 I 泥章……KBo VI. 2（以下文書 A と略）

第 II 泥章……KUB XXIX. 25, 28, 29, 30, 32, 35, 36

(2) Telipinu の時期の作成文書<sup>(7)</sup>

第 I 泥章……KBo VI. 3（以下文書 B と略）

第 II 泥章……KBo VI. 11; KBo VI. 13; KUB XXIX. 21, 22, 23, 26, 27, 34, 37

(3) 後期の再編纂文書

第Ⅰ泥章……KBo VI. 6 (以下文書Dと略)

KBo VI. 7 (以下文書Eと略)

KBo VI. 5 (以下文書Cと略, 文書D, Eよりも後期の文書)

第Ⅱ泥章……KBo VI. 26

(4) 後期の改新法律文書……Tudhaliya Ⅳ又はArnuwanda Ⅲの時期<sup>(8)</sup>

第Ⅰ泥章……KBo VI. 4 (以下文書P<sup>(9)</sup>と略)

この文書は言語的に新しい特徴を示しているだけでなく、内容的にも改新されており、<sup>(10)</sup>法律文書の中では弧立的な位置を占めている。

また、これらの文書の中で、第Ⅱ泥章に含まれる文書は断片的なものが多く、比較が容易でないので、第Ⅰ泥章に含まれる文書の比較を中心に考えていきたい。

(人称代名詞)

ヒッタイト語の代名詞には、単独に使われる強形人称代名詞と接続詞に付加される前接人称代名詞がある。特に、前接人称代名詞において、古期と後期の二特徴が見出される。

(1)  $-\check{s}e$  /  $-\check{s}i$  (前接人称代名詞 3.Sg. Dat.)

$-\check{s}e$

文書A : §10, §11, §22, §23, §46, §47, §70, §78, §94, §95

文書B : §11, §23, §28, §95

$-\check{s}i$

文書B : §10, §20, §22, §28, §29, §35, §40, §44, §46, §47, §70, §78, §94, §95

文書C : §10, §28, §29, §44

文書P : §10, §11, §12, §44, §46, §47

$-\check{s}e$  は古期ヒッタイト語資料に、 $-\check{s}i$  は後期ヒッタイト語資料に多く見出される。母音  $e/i$  は前接所有代名詞 ( $-\check{m}it$  /  $-\check{m}et$ ,  $-\check{t}i\check{s}$  /  $-\check{t}e\check{s}$ ,  $-\check{s}it$  /  $-\check{s}et$  等) 指示代名詞 ( $k\bar{i}$  /  $k\bar{e}$ ) 等において時代的な差異なく交替しているが、<sup>(12)</sup> $-\check{s}e$  /  $-\check{s}i$  は通時的に  $-\check{s}e$  から  $-\check{s}i$  に移行したと推察される。文書Bはその中間的な様相を示している。

(2)  $-e$  /  $-at$  は前接人称代名詞 3. Pl. Nom. comm. 又は 3. Pl. I. Nom. -Akk. n. の形である。Nom. comm. において、二特徴が現われている。

$-e$  ……文書A : §49, §53

文書B : §53

$-at$  ……文書B : §31

文書P : §31, §34

$-e$  は古期ヒッタイト語資料,  $-at$  は後期ヒッタイト語資料に一般に見出される形である。

文書Bにおいて、両方の形が認められる。

- (3)  $-us^v / -as^v$  は前接人称代名詞 3. PI. Akk. comm. の形である。 $-as^v$  は 3. Sg. Nom. comm. と同形である。

$-us^v$  ……文書A : §79

$-as^v$  ……文書B : §79

$-us^v$  は古期ヒッタイト語資料、 $-as^v$  は後期ヒッタイト語資料に散見される。文書Bは後期ヒッタイト語の特徴を示しているが、文書Bの作成時期にはほぼ等しい第Ⅱ泥章の文書・KBo VI. 10 §33 (= Hrozný §144), KBo VI. 13 §56 (= Hrozný §171) において $-us^v$ が認められる。

この例( $-us^v / -as^v$ )は $-e / -at$ の例と共に、古期と後期ヒッタイト語の時代区分の有力な言語規準になっている。

#### (名詞の格)

ヒッタイト語の名詞には8格(Nom. Voc. Akk. Dat. Lok. Gen. Abl. Inst.)あり、その中で、Dat. Sg. の語尾に $-a / -i$ の異形態がある。

$-a$  文書A : §44 (parna "家へ")

文書B : §42 (lahha "出征へ") §71 (aska "門へ") §93 (parna)

$-i$  文書B : §44 (parni)

文書C : §42 (lahhi) §44 (parni)

与格 $-a$ 語尾は古期ヒッタイト語資料に散見される<sup>(13)</sup>。特に、この形をTerminativ語尾<sup>(13)</sup>又はDirektiv語尾<sup>(14)</sup>と呼び、Dativと区別している。また、この形は後期において、Lokativ語尾( $-i$ )と融合して $-i$ に変化している。

文書Bでは両方の形が見られるが、文書Cでは $-i$ 語尾しか認められず、文書Cの作成時期には融合が完了していたことを示唆している<sup>(15)</sup>。

#### (動詞)

ヒッタイト語の動詞には $mi-$ 、 $hi-$ 活用があり、動詞によって活用形が決っている。

- (1)  $mi-$ 活用 3. Sg. prs. 人称語尾

$+i-iz-zi$  ……文書A : §42, §44, §46, §47, §48, §50, §51, §62, §77, §78, §79,

§80

文書B : §43, §46, §48, §78, §80

$+i-i-iz-zi$  ……文書A : §6, §48, §66, §67

$+i-e-iz-zi$  ……文書A : §26, §50

文書B : §6, §41, §47, §60, §62, §66, §76

$+i-ya-az-zi$  ……文書B : §45, §61, §62, §66

文書 C : §17, §41, §43

文書 P : §17, §18, §47

+i-ya-zi ……文書 B : §17, §18, §39, §40, §71, §77, §78, §79

文書 C : §42, §43

文書 D : §57, §58

文書 E : §90

文書 P : §45, §47, §48

ヒッタイト語の mi- 活用 3. Sg. Prs. 人称語尾は -zi ( hi- 活用は -i ) であり、動詞語幹との結合形は文書によって特徴が現われている。<sup>(16)</sup> 文書 A では語幹と人称語尾の間に -i- を挿入した形が多く見られ、後期の文書 C. D. E. P では -ya- を挿入した形が一般に見られる。文書 B では多様にわたって例が見られるが、-i- と -ya- の中間的な -i-e- の形が多く見られる。

" 賃借する "

" 盗む "

§42

§57 A : da-a-i-iz-zi

文書 A : ku-us<sup>v</sup>-ša<sup>v</sup>-ni-iz-zi

§59 B : ta-a-i-iz-zi

文書 B : ku-us<sup>v</sup>-ša<sup>v</sup>-ni-i-e-iz-zi

§58 B : da-i-e-iz-zi

文書 C : ku-uā<sup>v</sup>-ša<sup>v</sup>-ni-ya-zi

§57 B : ta-ya-az-zi

§57, 58, D : da-a-i-ya-zi

古期資料に見られる -i- は -i-e- ( ye ) を経て、-ya- に移行したことが認められる。本来、この形は動詞語幹と人称語尾の間に位置する挿入辞 ( -\*e- ) を示していると思われ、後期に多くみられる -ya 動詞は古い印欧語の thematisch 動詞の形態を継承しているものと解される。<sup>(17)</sup>

## (2) -ahh 動詞

動詞の語幹に接尾辞 -ahh が付加されると、" dazu machen, was das Grundwort angibt " 又は " in einen naturgemäßen und dauernden Zustand versetzen " <sup>(18)</sup> の意味を有し、mi- 活用の人称語尾を持つが、一部の動詞において、3. Sg. のみ hi- 活用語尾 ( -i ) を持つものがある。

da-sū-wa-ah<sup>v</sup>-hi ( " 盲目にする " hi- 活用 )

文書 A : §7, §8

文書 B : §7, §8

ta-sū-wa-ah<sup>v</sup>-hi 文書 A : §77

ta-sū-wa-ah<sup>v</sup>-zi 文書 B : §77

印欧語の完了人称語尾を継承している hi- 活用語尾は mi- 活用に交替する傾向があり、<sup>(19)</sup>

文書Bはすでにその傾向を示唆している。

( シンタククス )

(1) 同 格

§11

文書A :  $t\acute{a}k-ku$   $L\acute{U}.UL\check{U}^{LU}-a\check{s}$   $EL-LAM-a\check{s}$   $QA-AZ-ZU$   $na-a\check{s}-ma$   $G\grave{I}R-\check{S}U$   
 $ku-i\check{s}-ki$   $tu-wa-ar-[-ni-iz-zi]$

( 若し, 自由民のその手若しくはその足を何人かが折るならば… )

文書B :  $t\acute{a}k-ku$   $L\acute{U}.UL\check{U}^{LU}-an$   $EL-LUM^{(20)}$   $QA-AZ-ZU$   $na-a\check{s}-ma$   $G\grave{I}R-\check{S}U$   
 $ku-i\check{s}-ki$   $tu-wa-ar-ni-iz-zi$

文書C :  $t\acute{a}k-ku$   $UK\grave{U}-an$   $[E] L-LAM$   $\check{S}U-ZU$   $na-a\check{s}-ma$   $G\grave{I}R-\check{S}U$   $[ku-i\check{s}-$   
 $ki]$   $du-wa-ar-[-ni-iz-zi]$

文書P :  $t\acute{a}k-ku$   $L\acute{U}[-an]$   $EL-LUM^{(20)}$   $\check{S}U-ZU$   $na-a\check{s}-ma$   $G\grave{I}R-\check{S}U$   $ku-i\check{s}-$   
 $ki$   $du-wa-ar-ni-iz-zi$

文書Aにおいて,  $L\acute{U}.UL\check{U}^{LU}$  (人) は属格形で  $Q\acute{A}TU$  (手)  $G\grave{I}R$  (足) を限定しているのに対して, 文書B, C, Pでは  $L\acute{U}.UL\check{U}^{LU}-an$ ,  $UK\grave{U}-an$ ,  $L\acute{U}-an$  のように対格形でもって限定している。これは限定される語 ( $Q\acute{A}TU$ ,  $\check{S}U$ ,  $G\grave{I}R$ ) の格 (これらの語は格の明示が存在しないけれども, 構文的に動詞の目的語であり, 格は対格) に一致する同格 (Apposition) の表現である。<sup>(21)</sup> 限定語の属格, 対格の例をまとめると次のようになる:

限定語が属格

文書A : §9, §11, §12, §13, §47, §95

文書B : §9, §15, §17, §18, §47, §95

限定語が対格 (同格表現)

文書B : §11, §12, §13, §14, §16

文書C : §11, §13, §14, §15, §17, §18

文書P : §8, §9, §10, §11, §12, §13, §14, §15, §18

文書C, Pでは文書A, Bにおいて属格形が使用されている箇所はすべて対格形によって同格表現を示している。また, 文書Bは両方の表現が見られ, 中間的な様相を示唆している。

同格表現が見られる場合, 修飾語は  $L\acute{U}.UL\check{U}^{LU}$ ,  $UK\grave{U}$ ,  $L\acute{U}$  (人)  $\grave{I}R$  (奴隷)  $GEME$  (女奴)  $SAL$  (女)  $A.\check{S}\grave{A}$  (土地, 畑) 等, 被修飾語は  $SAG.DU$  (頭)  $Q\acute{A}TU$ ,  $\check{S}U$  (手)  $G\grave{I}R$  (足)  $KIR_4$  (鼻)  $GE\check{S}TU$ ,  $i\check{s}tamana-$  (耳)  $KA\times UD$  (歯)  $\check{s}arhuwanda-$  (胎児)  $ZAG$  (境界) のように, 修飾語が全体的な意味を示すのに対して, 被修飾語はその部分的な意味を示す語である。すなわち, ヒッタイト語の同格表現は限定対格, 又は二重対格の全体と一部を示す用法に相当すると思われる, 後期ヒッタイト語の特徴と言える。

(2) 文小辞

ヒッタイト語の文小辞には、 $-kan$ ,  $-san$ ,  $-(a)sta$ ,  $-(a)pa$ ,  $-an$ <sup>(22)</sup>がある。小辞 $-(a)pa$ ,  $-an$ は古期ヒッタイト語資料にのみ見られるものである。また、後期ヒッタイト語資料では小辞 $-kan$ 以外の小辞はほとんど認められない<sup>(23)</sup>。

小辞 $-an$  ……文書A：§44（文書B，Cでは消失）§78（文書Bでは $-kan$ に変化）

小辞 $-(a)sta$  ……文書B：§38, §79, §90

小辞 $-san$  ……文書A：§100

文書B：§93, §100

小辞 $-kan$  ……文書A：§48

文書B：§28, §29, §30, §31, §34, §36, §70（文書Aでは小辞なし，文書Bで付加）§78（文書Aでは $-an$ ）§90

文書C：§28, §29

文書E：§90

文書P：§5, §31, §34, §44（文書Bでは小辞なし，文書Pで付加）§47

（文書Bでは小辞なし）§48

文書Aは古期ヒッタイト語の特徴を示している。文書Bは古期ヒッタイト語の特徴を示しているだけでなく、すでに、後期ヒッタイト語の特徴である小辞 $-kan$ への交替傾向を指摘することができる。また文書C，Pは後期ヒッタイト語の特徴（小辞 $-kan$ の使用）を示している。

ただ、法律文書の小辞の使用例は他の文書に比べて極めて少ない。法律文書の条文はすべて  $ták-ku$ （もし～ならば）の語で始まっていることから、 $takku$  構文と文小辞は互いに排他的な関係にあると推察される<sup>(24)</sup>。

(3) 接統詞

ヒッタイト語の文と文を結ぶ接統詞には、 $ta$ ,  $šu$ ,  $nu$ が存在するが、 $ta$ ,  $šu$ は古期ヒッタイト語資料に限られる。後期ヒッタイト語資料ではすべて $nu$ に交替している。それゆえ、 $nu$ は多様な機能を後期において所有しており、接統詞的な働きだけでなく、文頭に位置して文の始めを暗示するだけの指示詞的な働きと解釈できる例も存在する<sup>(25)</sup>。

$ta$  ……文書A：§10, §43, §46, §47, §48, §53 §60, §61, §62

文書B：§10, §28, §43, §46, §53, §60, §61, §62

文書Bは文書Aに認められる接統詞 $ta$ をほとんど保持している。変化している例は、§47（ $nu$ に変化）§48（ $ta$ の消失）の二例のみである。

次に、文書Aに接統詞が認められない箇所、接統詞 $nu$ が認められる例を挙げる。

文書B：§9, §20, §40, §41, §42, §44, §55, §77, §94

なお、文書C，D，E，Pでは接統詞 $nu$ の使用例が圧倒的である。接統詞に関して、文書

Bは古期と後期の中間的な様相を示唆している。

このように第Ⅰ泥章に含まれる法律文書の比較を中心に考えると、原本の文書Aは古期ヒッタイト語の特徴を一般に保持し、文書C・D・E・Pは後期ヒッタイト語の特徴を示しているように思われる。一方、文書Bでは、古期と後期ヒッタイト語の両方の特徴が認められ、古期と後期の二区分からすれば、どちらの時代区分に含めるべきか、明言することができないように思われる。<sup>(26)</sup>むしろ、文書Bのような言語特徴は古期から後期への過渡的な特徴と見做すことができる。そして、このような段階の言語を「中期ヒッタイト語」と呼称されるべきものと思われる。

さて、法律文書の考察からヒッタイト語は古期、中期、後期の変遷の時期が存在したと推定されるが、法律文書は原本を手本に後期において再編纂された文書で構成されており、純粹にそれぞれの時代の言語様相を反映しているとは思われない。法律分書は言語史の概要を把握するには最適な資料かもしれないが、言語を通時的に考察する場合には、それぞれの時代の言語で忠実に記述された文書を考察することが必要である。そこで、比較的作成時期が指定される年代記、条約文書、国王・王妃明記の祭式文書を中心に、この中期的な言語様相を示している文書を検討してみたい。

## ■ Tudhaliya, Arnuwanda の在位時期に記述された文書

多くのヒッタイト語資料の中で、中期的な言語特徴を示す文書として、Tudhaliya, Arnuwanda の名のもとに記述された文書を挙げるができる。従来、これらの文書は初期帝政時代（紀元前 1450—1380）のTudhaliya Ⅱ, Arnuwanda Ⅰに含まれるものと、ヒッタイト国滅亡（紀元前 1200 前後）前のTudhaliya Ⅳ, Arnuwanda Ⅲに含まれるものに分けられている。

### (1) Tudhaliya Ⅱ, Arnuwanda Ⅰの時期の文書

CTH <sup>(27)</sup>223 : Arnuwanda, Ašmunikal (王妃)の土地譲与文書, KBo VI.7

CTH 252 : 靈廟建設に関するAšmunikal 王妃の命令文書, KUB XXII.8

CTH 260 : Arnuwanda, Ašmunikal による高貴な人(LÚ DUGUD)との協定文書, KUB XXXI.42, 44; KUB XXVII.24 + KUB XL.15

CTH 271 : 王位継承に関する議定文書, KUB XXXIV.40, 41; KUB XXXVII.112, 113, 114, 116, 118

CTH 275 : 土地譲与に関する協定文書, KUB XXXI.103

CTH 373 : Kantuzzili の祈祷文書, KUB XXX.10

CTH 374 : 太陽神への国王祈祷文書, KUB XXXI.135 + KUB XXX.11 + KUB XXXI.130; KUB XXXVII.75

CTH 376 : Mursili Ⅱ によって編集しなおされた疾病祈祷文書, KUB XXIV.4 + KUB XXX.12; KBo VII.63

CTH 443 : Tudhaliya Ⅱ, Nikalmati (王妃)による祭式文書, KBo XV.10

これらの文書は王と王妃の名が明記されており、明確に初期帝政時代に含めることができる。ただ、この時期は歴史的に不明な点が多く残されており、王名表も伝統的に Tudhaliya II — Arnuwanda I — Hattušili II — Tudhaliya III の四人の王の名が挙げられているが、<sup>(28)</sup> Hattušili II, Tudhaliya III の名のもとに記述された文書は皆無に等しく、他の条約文書の王名列挙された内容から推察されるにすぎない。<sup>(29)</sup> それゆえ、この時期の文書として使用できるものはすべて Tudhaliya II, Arnuwanda I に限られることになる。

(2) Tudhaliya IV, Arnuwanda III の時期の文書<sup>(30)</sup>

CTH 131 : Kizzuwatna 国の Šunassura 王とヒッタイト王の条約文書, KUB VIII. 81 ; KUB XXXVI. 127

CTH 133 : Išmerikka と Arnuwanda との条約文書, KUB XXVI. 41 + KUB XXIII. 68

CTH 134 : Kuruštama との条約文書, KBo VIII. 37 + KUB XL. 28

CTH 138 — 140 : Gašga との条約文書, KUB XXIII. 77 ; KBo VIII. 35 ; KUB XXVI. 19, 20

CTH 142 : Tudhaliya 年代記, KUB XXIII. 27

CTH 143 : Arnuwanda 年代記, KUB XXIII. 21

CTH 144 : Ura と Arnuwanda との条約文書, KUB XXVI. 29 + KUB XXXI. 55

CTH 146 : Pabhuwa 国の Mita 協定文書, KUB XXIII. 72 + KUB XL. 10

CTH 147 : Madduwatta 文書, KUB XIV. 1

CTH 257 : Hattuša に関する Arnuwanda の議定文書, KUB XXVI. 9 ; KUB XXIII. 64

CTH 258 : Tudhaliya による法律文書, KUB XIII. 9 + KUB XL. 62

CTH 261 : Tudhaliya による軍事議定文書, KUB XXVI. 17

これらの文書は前章で挙げた前接人称代名詞、格語尾、小辞、動詞の人称語尾、接続詞等の規準において中間的な様相を示唆しているだけでなく、次のような徴証も指適できる。(左側=古期ヒッタイト語の特徴)

○ uk / ammuk (人称代名詞 I Sg. Nom) ammuk (本来対格形) の形がほとんど主格形として使われている例は Šuppiluliuma I (紀元前 1380 — 1346) 以後の文書によく認められる。<sup>(31)</sup>

○ —š, —ta / —šta (動詞人称語尾 hi 活用 3 Sg. 又は 2 Sg. Prt.) Hattušili III の自叙伝 (MVAeG 29, 3) Mursili II の年代記 (MVAeG 38) 等の後期資料では —šta 語尾が狂倒的である。

○ —wani, —uni / —weni, —meni (動詞人称語尾 I. PI. Prs.) —tani / —teni<sup>(32)</sup> (2. PI. Prs.)

○ 接続詞 takku / mān (条件); mān / mahhan (時); mahhan, mahhanda / iwar (比較)  
 ただ、法律文書の文頭に位置する takku は後期資料においても変化ないが、文中に位置する takku は mān に交替している。<sup>(33)</sup>

○ 盈記法 ( Pleneschreibung ) 盈記法は古期資料によく見られる表記上の規則と思われるが、後期資料ではこの表記方法を避ける傾向にある。上記の文書では表記上固定していないように思われる。<sup>(34)</sup>

このように上述の文書の言語特徴は、中期ヒッタイト語の様相を明確に示している。ただ、問題は (1) のグループと (2) のグループの文書において、約二百年の隔たりが存在することである。

A. Kammenhuber<sup>(35)</sup> は後期ヒッタイト語 ( 紀元前 1450 — 1200 ) を Frühes Junghethitisch ( Tudhaliya II — Šuppiluliuma I の治世, 紀元前 1450 — 1350 ) Klassisches Junghethitisch ( Mursili II — Hattušili III の治世, 紀元前 1350 — 1250 ), Spätes Junghethitisch 又は Neuhethitisch ( Tudhaliya IV — Arnuwanda III — Šuppiluliuma II の治世, 紀元前 1250 — 1200 ) の三時期に細区分している。この区分に従えば、Frühes Junghethitisch と Spätes Junghethitisch の Tudhaliya, Arnuwanda の文書を中心に中期的な言語特徴が見られ、その間に位置づけられる Klassisches Junghethitisch の文書には見られないことになる。そこで Spätes Junghethitisch の文書に見られる中期的な言語特徴 ( 特に古期の言語特徴の保持 ) は後期文書における Archaismus と考えることも可能になってくる。<sup>(36)</sup> しかし、Tudhaliya IV の文書には中期的な特徴を示す文書の他に純粋に後期ヒッタイト語の特徴を示す文書が存在している。<sup>(37)</sup>

CTH 105 : Amurru 国の Šauskamuwa と Tudhaliya IV との条約文書, KUB XXIII. 1, 37 ;  
KUB XXXI. 43 ; KUB VIII. 82

CTH 106 : U — assa の Ulmi — Tesub との条約文書, KBo IV. 10  
( その他 CTH 107 — 113 のウガリット国との調停文書, 書簡文書はほとんどアッカド語で書かれている。 )

ヒッタイト語楔形文字資料はほとんどヒッタイト王宮 ( 現在のトルコ共和国ボアズキョイ ) から発掘される公文書であり、その書記は文書作成の熟練者であったと思われる、同一国王による年代記、条約文書等の言語特徴がこのような相違を示していることをいかに解するべきか。また、前章において、私たちは法律文書における原本、異本を比較検討することによって、ヒッタイト語が徐々に言語的改新を行った過程を提示した。このように考えてみると、私たちは Tudhaliya IV, Arnuwanda III の一部の文書にのみ Archaismus が見られることを理解することができない。

そこで提起される仮説は、Tudhaliya IV, Arnuwanda III の文書で中期的な言語様相を示す一部の文書は、本来中期の Tudhaliya II, Arnuwanda I の文書ではないか、ということである。ただ、( 時代区分における言語準規 ( Sprachkriterien ) によって推定するのではあるが ) もし、この仮説に従うならば、Tudhaliya IV の遠征 ( CTH 142 ), Arnuwanda の遠征 ( CTH 143 ) は本来 Tudhaliya II, Arnuwanda I の遠征と解することになる。また、Abhiya ( wa ) 国, Arzawa 国の脅威や国王の滅亡の危機を感じさせる Madduwatta 文書 ( CTH 147 )<sup>(38)</sup> Mita 協定文書 ( CTH 146 ) は実際の滅亡前の状態が記述されているのではなく、古王国最後の権力者 Telipinu の死後から Šuppiluliuma I

による大帝国建設以前の王国が弱体化していた時期の記録と解釈される<sup>(39)</sup>。ただ、従来のヒッタイト史の中で、いかにこれらの文書を位置づけるかという検討は今後<sup>(40)</sup>に待たねばならない。

最後に、作成時期が明確でない文書の中で、中期的な様相を示している文書を挙げておく。

CTH 199 : Tarh<sup>v</sup>untissa から Palla への書簡文書, ABoT 65

CTH 200 : 高官から国王への書簡文書, ABoT 65

CTH 214 : 河川運送に関する文書, KUB XXXI . 79

CTH 270 : Aš<sup>v</sup>hapala の神への誓約文書, KBo XV . 50

CTH 393 : Anniwiyani の祭式文書, VBoT . 24

CTH 422 : 敵の国境への供儀儀礼文書, KUB IV . 1

これらの文書が Tud<sup>v</sup>haliya II, Arnuwanda I の時期に属する文書であると明言することはできないが、言語規準によれば、中期ヒッタイト語の様相を指示しているように思われる<sup>(41)</sup>。

#### Ⅳ ま と め

言語の変遷において、新旧の特徴が交替する場合、その中間段階においては、両方の特徴が同時に使用され、徐々に新しい特徴が古い特徴に対して優位を占め、その後、新しい特徴に交替するものである。ヒッタイト語においても、このような変遷過程を経たことを法律文書によって例証したつもりである。そして、言語史の中で、中間的、過渡的な言語様相を示すヒッタイト語を「中期ヒッタイト語」と見做し、Tud<sup>v</sup>haliya II—Arnuwanda I—Hattušili II—Tud<sup>v</sup>haliya III の治世に亘る時期にあてはまることを提唱した。また、以前から Tud<sup>v</sup>haliya IV, Arnuwanda III の文書と考えられていたものを、Tud<sup>v</sup>haliya II, Arnuwanda I の文書に含めることを主張したが、詳細な検討は今後<sup>(41)</sup>に待たねばならない。最後に、この考察をもとに、中期ヒッタイト語の言語規準をより厳密に設定し、ヒッタイト語の変遷の全容を明らかにしていきたいと思う。

#### 註

- (1) ヒッタイト古王国の建設者は Labarna I であり、それ以前に Anitta, Tud<sup>v</sup>haliya I の国王名が見られるが、実際に文書を作成した最初の王は Hattušili I (紀元前 1570—1550) である。それ以後、資料は Šuppiluliuma II の時期まで存在。
- (2) ヒッタイト語の時代区分に関する研究として：H. Otten, Die hethitischen historischen Quellen und die altorientalische Chronologie, Wiesbaden (1968); O. Carruba, Die Chronologie der hethit. Texte und die hethit. Geschichte der Großreichszeit, ZDMG, Sup. I (1969) 226—247 頁; 同上, Über die Sprachstufen des Hethitischen, KZ, 85/2 (1971) 226—241 頁; A. Kammenhuber, Die Sprachstufen des Hethitischen, KZ, 83/2 (1969) 256—287 頁; 同上, Die Vorgänger Šuppiluliumas I, Untersuchungen zu einer

neueren Geschichtsdarstellung H. Otten, Or 39 / 2 (1970) 278 — 301 頁。

(3) 法律文書の主要な書：F. Hrozný, Code Hittite provenant de l'Asie Mineure, Paris (1922); E. Nefeld, The Hittite Laws, London (1951); J. Friedrich, Die Hethitischen Gesetze, Leiden (1959); F. Imparati, Le leggi Hittite, Roma (1964); R. Haase, Die Fragmente der Hethitischen Gesetze, Wiesbaden (1968); 邦訳, 原田慶吉, 楔形文字法の研究 (弘文堂 1949) 371 — 398 頁。

(4) H. Otten 上掲書; 同上, Sprachliche Stellung und Datierung des Madduwatta — Texts Wiesbaden, StBoT 11 (1969); O. Carruba, 上掲論文 ZDMG, Sup I 226 — 249 頁; 同 KZ, 85 / 2 (1971) 226 — 241 頁; Ph.H.J. Houwink ten Cate, The Records of the Early Hittite Empire, Istanbul (1970) 等に新しい試みがみられる。

(5) 註(2)(3)参照。V. Souček, Einige Bemerkungen zur kritischen Bearbeitung der hethitischen Gesetze, OLZ, LVI (1961) 454 — 467 頁; O. Carruba, V. Souček, R. Sterneman, Kleine Bemerkungen zur Jüngster Fassung der Hethitischen Gesetze, ArOr 33 / 1 (1965) 1 — 18 頁; A. Götze, Kulturgeschichte Kleinasiens, München (1957) 109 — 117 頁; V. Korošec, Einige Beiträge zur Entwicklung des Hethitischen Rechts, ZDMG Sup. I (1968) 174 — 190 頁。

(6) A. Kammenhuber, 前掲論文 KZ, 83 / 2 (1969) 259 頁。

(7) A. Kammenhuber, 同上 261 頁; A. Götze, 前掲書 111 頁。

(8) O. Carruba, V. Souček, R. Sternemann, 前掲論文 ArOr, 33 / 1 (1965) 1 頁

(9) 文書の略字は J. Friedrich, Die Hethitischen Gesetze, Leiden (1959) に従った。KBo VI, 4 はこの書の中で, Paralleltext (46 — 61) として別個に扱われている。

(10) (例) §4 : 文書 A, B では, 奴隷を殺した場合, 償いとして一人を与えることが義務づけられているのに対して, 文書 P では銀 2 MANA が義務づけられている。文書 P において殺人は金銭によって解決をすることが義務づけられている。(同類例, §5)

(11) § は法律文書の条項番号を示す。

(12) J. Friedrich, Hethitisches Elementarbuch, I Teil (1960) §9, §10, (以下 HE. I と略); K.K. Riemschneider, Zur Unterscheidung der Vokale e und i in der hethitischen Orthographie, Festschrift Otten Wiesbaden (1973) 273 — 282 頁

(13) 古期ヒッタイト語の厳密な区分として:

〔	Dative	— i ( Personalklasse )
	Terminative	— a ( Sachklasse )
	Lokative	— i ( Sachklasse )

F. Starke, Die Funktionen der dimensionalen Kasus und Adverbien im Althethitischen,

Wiesbaden (1977) StBoT. 23 126 頁

- 14 HE. I § 59, § 203 ; A. Kammenhuber, Hd. Orientalistik II. 2, 204 頁 (Dativ) ;  
Otten—Souček, StBoT. 8, 62 頁 ; E. Laroche, RHA XXVIII (1970) 22—49 頁 ;  
W. P. Schmid, Festschrift Otten (1973) 291—320 頁。
- 15 Direktiv —a の語尾が "produktiv" に機能するのは原本 (文書 A) においてのみである。  
(V. Soucek, ArOr 38 / 3, 273—274 頁。)
- 16 Carruba, Souček, Sternemann, 前掲論文 13—14 頁 ; O. Carruba, Die Verbalendungen  
auf —wani und —tani und das relative Alter der hethit. Texte, Die Sprache, XII (1966)  
79—89 頁。特に 83—86 頁参照のこと。
- 17 Carruba, Souček, Sternemann, 前掲論文 13—14 頁 ; O. Szemerényi, Einführung in die  
vergleichende Sprachwissenschaft, Darmstadt (1970) 231—234 頁 ; C. Watkins,  
Indogermanische Grammatik III / 1, Geschichte der Indogermanischen Verbalflexion,  
Heidelberg (1969) 69—87 頁。
- 18 HE. I § 136, § 150, § 160。
- 19 HE. I § 150 a, 2. Sg. Prs. —ti / —<sup>v</sup>si の混同 ; § 150 c, 3. Sg. Prt ; Imp. —<sup>v</sup>s / —ta,  
—u / —du の混同 ; § 150 d, § 178, mi — / hi — の両方の活用形を持つ動詞等。
- 20 EL—LUM は主格形であるが、対格形として使用されている。文書 B ではこの箇所のみ、文書 P  
では § 14 ; 18 ; 22 ; 27 ; 37 ; に認められる。逆に主格を対格形 (EL—LAM) で表記する例が § 9 に見  
られる。
- 21 HE. I § 213 (通時的考察の欠如) ; J. Friedlich, Staatsverträge das Hatti—Reiches in  
hethitischer Sprache I (MVAeG 31 / 1. 1926) 43—45 頁, 178 頁 ; 同上 II (MVAeG 34 / 1.  
1930) 24 頁, 142—143 頁。
- 22 HE. I § 294—§ 301 ; O. Carruba, Or. NS. 33 (1964) 405—436 頁 ; F. Josephson,  
The function of the Sentence Particles in old and middle Hittite, Uppsala (1972) ; 特に小  
辞—an に関しては Otten—Souček, StBoT. 8, 81—82 頁。
- 23 D. J. N. Lee, The Hittite Particle KAN and others, ArOr 34 (1966) 25—26 頁の表参  
照のこと。
- 24 拙論, ヒッタイト語の小辞の研究 (修士論文 1975) において考察。
- 25 HE. I § 306—§ 315 ; O. Carruba, Die Satzeinleitenden Partikeln in den Indogermanischen  
Sprachen Anatoliens, Roma (1969)
- 26 このような言語様相 (古期特徴の保持をもって) を示すことから Althethitisch に含まれている  
例として ; A. Kammenhuber, 前掲論文 KZ. 83 / 2, 261 頁 ; F. Josephson 前掲書 (1972)  
(1972) 43 頁 ; C. Roman, The Old Hittite Relative Construction, Austin (1973) ph. D。

dissertation 202 頁。

② E. Laroche, *Catalogue des textes hittites*, Paris (1970) ヒッタイト文書の包括的な整理番号。(以下CTHと略)

③ ○四代の時世に亘る時期; E. Laroche; RA XLVII, 70—78 頁; O.R. Gurney, *The Hittites* (1954) 216 頁; H.G. Güterbock, JNES 29 (1970) 73—77 頁。

○ Tudhaliya II—Arnuwanda I—Tudhaliya III (Hattušili II は Tudhaliya II の臣下で, Großkönig として在位しておらず, Hatti 国の一侯国の王にすぎないために排除) F. Cornelius, *Geschichte der Hethiter*, Darmstadt (1973) 128 頁。

○ Tudhaliya II—Arnuwanda I (Hattušili II は Großkönig として在位しておらず, また, Tudhaliya III の治世の不明点を指摘して, 両者を排除) H. Otten, 前掲書 註(2) 113 頁。Otten に対する反対意見は H.G. Güterbock, JNES 29 (1970) 73—77 頁; A. Kammenhuber, Or. 39/2 (1970) 278—301 頁。

○ Tudhaliya II—Hattušili II—Tudhaliya III—Arnuwanda I (滅亡前の Šuppiluliuma II の先王順に一致させている。Arnuwanda I の父が Tudhaliya III と考えることはほとんど支持されていない) A. Kammenhuber, *Die Arier in Vorderer Orient*, Heidelberg (1968) 41—42 頁; 註(2) Or. 39/2 (1970) 278—301 頁。

④ Hattušili II についての記述は, KBo I. 6 Vs. 19—32 に見られる。(E. F. Weidner, BoSt 8 (1923) 82—85 頁) また, 上述の CTH 199, ABot 65 に見られる。

Tudhaliya III についての記述は, KBo X. 34; KUB II. 31 において見られる: Du—ut—<sup>m</sup>ha—li—ya—<sup>š</sup>a—za—<sup>kán</sup>DUMA <sup>m</sup>Ar—nu—wa—an—da LUGAL.GAL (偉大な王, Arnuwanda の息子 Tudhaliya) H. M. Kümmel, StBoT. 3 (1967) 47—49 頁。

⑤ CTH では, *Textes d'époque incertaine* (Nr. 131—147) に分類。

⑥ CTH 42: Hayaša の Hukkana との条約文書; CTH 49: Amurru 国の Aziru との条約文書; CTH 52: Mitanni 国の Mattiwaza との条約文書等に認められる I. Sg. Nom. の形は圧倒的に ammuk である。Šuppiluliuma I の時期の文書はすでに後期の特徴を有しているといえる。

⑦ O. Carruba, 前掲論文, *Die Sprache* III (1966) 79—89 頁。

⑧ § 40

文書A: tak—ku LUGAL—<sup>š</sup>a NAM.RA<sup>HI.A</sup>—an [pa—<sup>a</sup>—i] (そして (LUGAL—<sup>š</sup>—<sup>a</sup>))  
若し王が NAM.RA にあてがうならば…)

文書B: ma—<sup>a</sup>—an LUGAL—<sup>š</sup>a NAM.RA<sup>HI.A</sup> pa—<sup>a</sup>—i

§ 41

文書B: ma—<sup>a</sup>—an <sup>š</sup>a—ah—<sup>h</sup>a—an mi—im—ma—i (若し彼が <sup>š</sup>ahhan を拒否するならば…)

文書Cも同例。

文中の takku (条件) はすでに文書Bにおいて mān (古期資料では時を示す接続詞) に交替する傾向を示している。

- ③④ 例, CTH 443 : iš - ha - na - aš / iš - ha - na - a - aš (血); iš - na - aš / iš - na - a - aš (こね粉); ga - ga - aš / ga - ga - a - aš (のど); me - mi - ir / me - e - mi - ir (彼らは話した。)等, G. Szabó, T. Heth. I, Heidelberg (1971) 75 - 76 頁。
- ③⑤ A. Kammenhuber, 前掲論文; KZ. 83 / 2 (1969) 256 - 287 頁。特に 261 - 263 頁。
- ③⑥ A. Kammenhuber, 上掲論文; 同, Die hethitischen Vorstellungen von Seele und Leib, Herz und Leibesinnerem, Kopf und Person, ZA 57 (N. F. 23) 1965, 179 - 180 頁。
- ③⑦ Tudhaliya IV の文書は CTH Nr. 105 - 113 に含まれている。Arnuwanda III の文書は明白に指摘できるものが存在しない。
- ③⑧ A. Götze, Madduwattas, MVAeG 32 / 1, Leipzig (1928); Abhiyawa とアカイヤの肯定的な意見として, OLZ (1924) 113 - 118 頁。; 否定的な意見としては, F. Sommer, Die Abhijava - Urkunden, München (1932); H. Otten, StBot. 11, Wiesbaden (1969) 31 - 36 頁。
- ③⑨ El. Amarna 文書におけるエジプトの王からアルツァワ国の Tarhundaradu に送られた書簡文書 (El. Amarna Nr. 31 = VBoT 1) の中に, 次のような内容を読みとることができる (当時のエジプト王は Amenophis III. 紀元前 1377 - 1358) :
- VBoT. I (25) iš - ta - ma - aš - ša - an (26) zi - in - nu - uk hu - u - ma - an - da  
(27) nu Ha - ad - du - ša - aš - ša KUR - e i - ga - it  
( "ハットウシャの国は分裂滅びてしまった。" と私はついに全てを耳にしてしまった。)
- この内容を考慮に入れるならば, 相当危険な状態にあったことが想像される。
- ④⑩ 歴史学者としての新しい試みが, O. R. Gurney, The Cambridge Ancient History, II part I, Cambridge (1973) 669 - 683 頁における Tudhaliya, Arnuwanda の年代記の解釈に見られる。
- ④⑪ 動詞人称語尾 -š / -šta (CTH 199, 200, 214); 小辞 kan, šan, (a)šta (CTH 393, 422); 動詞人称語尾 -uni / -weni (CTH 199, 214, 270); 前接人称代名詞 -aš / -uš, -e / -at (CTH 199, 393); 否定 na - at - ta / U - UL (CTH 270); 盈記法 (CTH 199, 200, 214, 270) 等。これらの使用例は上述の中間的な言語特徴を示している。

(Zusammenfassung)

Zur Annahme des Mittelhethitisches  
in den hethitischen Sprachstufen

Terumasa OSHIRO

Um die sprachliche Entwicklung des Hethitischen festzustellen, wäre es am besten, wenn man inhaltlich ähnliche Texte aus verschiedenen Zeitabschnitten vergleichen könnte. Sehr ergiebig ist dabei die Vergleichen der zahlreichen Fassungen der hethitischen Gesetze, weil man solche aus unterschiedlichen Epochen nebeneinanderstellen kann. Dieser kleine Aufsatz behandelt dadurch einige Probleme der hethitischen Sprachstufen.

Dabei kann man folgende Tatsachen bestätigen: Im Hethitischen sind zwei—ältere und jüngere—Sprachformen vorhanden. Die Fassung A weist die älteren Formen auf, die Fassung C,D,E,P dagegen immer die jüngeren. In der Fassung B, die als KBo VI 3 herausgegeben ist, kommen aber die beiden Formen nebeneinander vor, daß sie sich sprachlich eben durch dieses Übergangsstadium vom Alt- zum Junghethitisch kennzeichnet. Und dieses Hethitisch der Übergangszeit sollte auch als eine Sprachstufe "Mittelhethitisch" angenommen werden.

Die mittelhethitischen Texte sind unter den Königen mit dem Namen Tudhaliya und Arnuwanda abgefaßt worden. Da könnte man doch deren Entstehungszeit auf die ziemlich kurze Zeitspanne ca.1450-1380 v.Chr. (Unter der Regierung Tudhaliyas II. und Arnuwandas I.) beschränken, obwohl man dabei noch weitere Untersuchungen auch in historischer Hinsicht nicht entbehren kann.